

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

関係機関との協議による
土砂運搬先及び運搬経路の見直し

中央自動車道 飯田山本IC位置図

中央自動車道 飯田山本ICの路線概要

- ・三遠南信自動車道と中央自動車道を接続するため、中央自動車道飯田IC～園原ICの中間地点に新しく建設されたインターチェンジである。
- ・周辺の沿線拠点へのアクセスが向上するため、観光資源の活用、産業や物流の発展などに大きく寄与することが期待される。

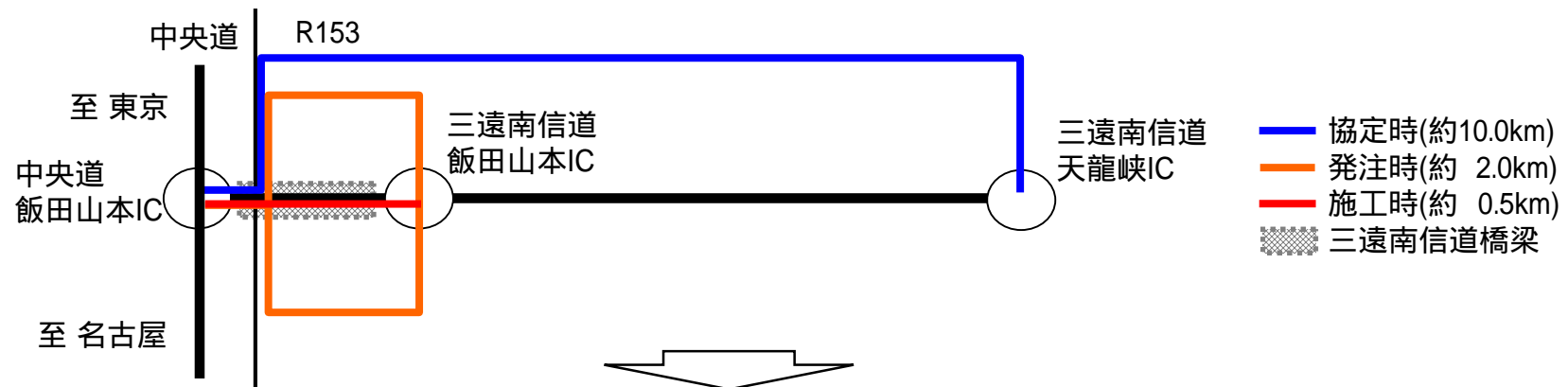


土砂運搬先及び運搬経路についての見直しに対する取組み

【取組内容】国土交通省と残土処分地について積極的に協議を実施

平成18年 3月 中日本高速道路(株)より効率的な土配計画になるよう国土交通省と積極的な調整を実施し、国土交通省施工区間の飯田山本ICの盛土形状の変更等により全体の土配計画が見直され、飯田山本ICへの土砂運搬(距離 = 2.0 km)の同意を得る。(H17.3 ~ 延べ6回の協議)

平成19年 1月 飯田山本ICまでの土砂運搬ルートについて、国土交通省施工の橋梁(距離 = 0.5 km)を介して運搬を出来るよう工程調整等を積極的に実施し、同意を得る。(H18.3 ~ 延べ11回の協議)



協議の結果、飯田山本ICへ国土交通省の橋梁を介して約0.5 kmの土砂運搬が可能

土砂運搬先について見直し、土砂運搬経路を短縮したことにより運搬費を縮減

経営努力要件適合性について

土砂運搬先を見直し土砂運搬経路の短縮について、関係機関及び地元と協議を行ない、了解を得たことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力
土砂運搬先について見直し、土砂運搬経路を短縮したことによる運搬費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案および協議